

重要文化財中村家住宅管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、重要文化財中村家住宅(以下「住宅」という。)の適正な管理のために必要な事項を定める。

(臨時開館を認める場合)

第2条 重要文化財中村家住宅条例(平成17年浜松市条例第251号。以下「条例」という。)第5条ただし書に基づく臨時開館は、次に掲げる場合とする。

(1) 幼稚園の幼児、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれに準じる者が教育課程に基づく教育活動として観覧する場合

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所等の幼児並びにこれに準じる者が、保育等に基づき観覧する場合

(3) 国及び地方公共団体からの行政視察の依頼に基づき観覧する場合

(4) 学識経験者等からの学術研究視察の依頼に基づき観覧する場合

(5) その他市長が必要と認める場合

(臨時開館の申請)

第3条 前条の規定に基づき住宅の臨時開館を希望する者は、臨時開館希望日の14日前までに、市長に「重要文化財中村家住宅臨時開館申請書」(第1号様式)を提出しなければならない。

(観覧料の減免の様式)

第4条 重要文化財中村家住宅条例施行規則(平成18年浜松市規則第123号)第2条第2項に関する様式は、「重要文化財中村家住宅観覧料減免申請書」(第2号様式)とする。

(使用許可)

第5条 市長は、条例第3条第3号又は第4号に規定する事業で、別に定める使用許可基準に合致すると認めた場合は、住宅を使用しようとする者(以下「申請者」という。)に使用を許可する。ただし、条例第3条第3号又は第4号に該当しない事業の住宅の使用許可申請は、浜松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例(昭和39年浜松市条例第34号)の規定によるものとする。

(使用許可の手続き)

第6条 申請者は、「重要文化財中村家住宅使用許可申請書」(第3号様式)を使用開始日の3か月前から1か月前までの間に市長に提出しなければならない。

2 「重要文化財中村家住宅使用許可申請書」(第3号様式)には申請者の概要を説明する書類(団体又は個人の活動概要等)を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を審査し適当と認めた場合は、「重要文化財中村家住宅使用許可書」(第4号様式)を交付する。

4 市長は、第1項の申請を審査し不適當と認める場合は、「重要文化財中村家住宅使用不許可通知書」(第5号様式)に不許可理由を付して交付する。

(使用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条に規定する住宅の使用許可を受けた申請者(以下「使用者」という。)は、その使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(関係機関への届出)

第8条 使用者は、住宅の使用に当たり、浜松市(以下「市」という。)以外の関係官庁の許可が必要な場合は、届出等を行い、使用開始の前日までに許可を得なければならない。

(禁止事項)

第9条 使用者は、住宅を使用するに当たり、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 重要文化財の保護に反するおそれがある行為
- (2) 建造物その他付属設備の損傷及び形質の変改
- (3) 火気、爆発物その他これに類する危険物の持ち込み
- (4) 住宅内で喫煙を行う行為
- (5) 公序良俗に反する行為
- (6) 物品の販売及びこれに類する行為で、営利を主たる目的とする行為
- (7) コンセントの使用(許可を受けた場合を除く。)
- (8) 住宅内での飲食(所定の場所で許可を受けた場合を除く。)
- (9) 重要文化財としての品位をおとしめるおそれのある行為
- (10) 住宅周辺の居住者の迷惑となるおそれのある行為
- (11) 使用許可された使用目的以外の目的での使用
- (12) その他文化財の管理上、不相当と認められる行為

(使用条件及び注意事項)

第10条 使用者は、住宅の使用に当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 住宅が国指定重要文化財として国民共有の財産であることに留意し、機材等の搬入・搬出及び使用の際には養生を行い、既設物を損壊しないように十分注意を払うこと。
- (2) 住宅係員の作業を妨げないこと。また住宅の使用に関しては住宅係員の指示に従うこと。
- (3) 使用者は現場責任者を決め、その現場責任者は使用の開始から終了まで必ず立ち会うこと。また、使用許可期間内に搬入及び搬出を完了すること。
- (4) 機材及びゴミ等は終了後速やかに撤去し、原状回復すること。
- (5) 必要に応じて誘導員、警備員等を配置すること。
- (6) 住宅の使用に当たり、駐車場の利用については、事前に市に相談すること。
- (7) 持ち込んだ物品は各自で管理すること。また持ち込んだ物品のき損及び盗難について市は責任を負わない。
- (8) その他住宅管理上の支障が生じた場合は、市の指示に従うこと。

(使用料)

第11条 使用者の住宅の使用料は無料とする。

(使用許可の取消し又は変更)

第12条 市長は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 住宅を、公用又は公共の用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が許可条件に違反したとき。

(損害賠償)

第13条 使用者が、住宅の施設等を損傷した場合は、その責任の一切を負い、市の指導の下に原状回復を行わなければならない。

2 原状回復に係る費用は使用者の負担とする。ただし、原状回復できない場合、使用者は損害相当額を市に賠償しなければならない。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 平成19年4月1日から施行した重要文化財中村家住宅管理要綱は、令和3年3月31日付けで廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に重要文化財中村家住宅管理要綱に基づき市長が行った許可、承認その他の行為でこの要綱の際現にその効力を有するものについては、施行日以後にあっては、市長が行った許可、承認その他の行為とみなす。

第1号様式

重要文化財中村家住宅臨時開館申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所
(所在地)

申請者

氏 名
(名称及び代表者)

電 話

重要文化財中村家住宅の臨時開館について、下記のとおり申請します。

記

- 1 観覧日時 月 日() 時 分から 時 分まで
- 2 観覧人数 人
- 3 申請理由

第2号様式

重要文化財中村家住宅観覧料減免申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所
(所在地)

申請者

氏 名
(名称及び代表者)

電 話

重要文化財中村家住宅の観覧料について、下記のとおり減免申請します。

記

1 観覧月日 年 月 日()

2 観覧人数 人

3 申請理由

4 観覧料 免除 ・ 減額

重要文化財中村家住宅使用許可申請書

(あて先) 浜松市長

下記のとおり申請します。

申請者	住所	
	氏名	電話
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用希望 範囲	1 主屋 2 茶室 3 その他 ()	
申請理由	使用目的	料金 徴収 不徴収 (円)
	使用内容 (具体的に)	
コンセン トの使用	1 希望する 2 希望しない	
所定の場 所での飲 食	1 希望する 2 希望しない	
その他住 宅内での 希望事項		
現場責任 者名及び 電話番号	氏名： 電話番号：	

第4号様式

浜松市指令 第 号
年 月 日

重要文化財中村家住宅使用許可書

浜松市長 印

下記のとおり許可します。

申請年月日	年 月 日	
使用者	住所	
	氏名	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用許可範囲	1 主屋 2 茶室 3 その他 ()	
注意事項	使用目的	料金 徴収 不徴収 (円)
	許可条件 1 市の行政目的又は用途を妨げること並びに妨げるおそれのある行為をしないこと。 2 関係法令及び重要文化財中村家住宅管理要綱の規定並びに係員の指示に従うこと。 3 使用により市または他人に損害を与えたときは使用者が責任をもって損害賠償をすること。 4 他に転貸し又は許可された使用目的以外の用途に供しないこと。 5 市長の許可を受けないで現状を変更しないこと。 6 市が公用若しくは公共の用に供する必要が生じたときその他許可条件に違反する行為があると認めるときはこの許可を取消すことがあります。 7 火気類の使用は厳禁とします。 8 国指定重要文化財であるため、使用については十分注意すること。 9 その他 ()	
コンセンツの使用	1 許可 2 不許可	

所定の場所 での飲食	1 許可 2 不許可
その他	

第5号様式

浜松市	第	号
年	月	日

重要文化財中村家住宅使用不許可通知書

浜松市長 印

下記のとおり不許可とします。

申請年月日	年 月 日	
申請者	住所	
	氏名	
申請日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
申請使用範囲	1 主屋 2 茶室 3 その他 ()	
申請内容	申請目的	料金 徴収 不徴収 (円)
不許可理由		
その他		